●●学校地域防災拠点基本事項

１　地域防災拠点の役割

(1) 住家を失った、または自宅で生活を継続することができない住民の生活の場

※備蓄庫に避難者のための食料・飲料水・生活用資機材を備蓄

(2) 住民による救助活動の拠点・活動資機材の備蓄

(3) 地域に向けた災害関連情報の発信拠点

(4) 救援物資等の集積、住民への分配拠点

２　防災設備等

(1) 防災備蓄庫　　場所：●●（収納資機材は別紙泉区地域防災拠点　防災備蓄庫資機材リストを参照）

(2) デジタル移動無線

ア　半固定装置　　場所：職員室　及び　校長室

イ　モジュラージャック（防災電話を接続）　場所：職員室前廊下

(3) 災害用下水直結式トイレ　　場所：●●

(4) 給水設備（断水時に使用）

ア　発災直後から　災害用地下給水タンクor受水槽or耐震給水栓（場所：●●）

イ　発災４日目以降　緊急給水栓（場所：●●） or なし

(5) 特設公衆電話接続ジャック　　場所：体育館入口

(6) 災害時安否情報システム入力端末　　場所：●●

※避難者カードをシステムへ入力するためのパソコン

(7) プール（断水時の生活用水として使用）　　場所：●●

３　避難所レイアウト（●●学校地域防災拠点レイアウト図を参照）

(1) 運営委員本部…………●●

(2) 拠点動員職員控室……●●

(3) 避難者生活エリア……一般避難者：体育館

要援護者：●●

授乳室：●●

発熱者：●●

感染症濃厚接触者等：●●

(4) トイレ…………………体育館、校舎●階、●階

(5) 仮設トイレ……………●●

(6) 避難者受付……………●●

(7) 救援物資保管場所……●●

(8) ごみ置き場……………●●

(9) ペット一時飼育場所…●●

４　運営委員の活動

地域防災拠点運営委員は、横浜市内で震度５強を観測（※）した場合、地域防災拠点に参集し、開設に向けた準備を行う。開設・運営にあたっては、運営委員を中心に、避難者の協力を得て行うものとする。

　　※泉区で震度５強を観測していなくても、他区で震度５強以上を観測している場合は、市内すべての地域防災拠点を開設する。

【震度５強以上の地震があった場合の運営委員の集合場所】　　　　　●●

５　鍵の管理者

**【鍵の保管者氏名】**　※ 事前に記載しておきましょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　●●学校地域防災拠点組織編成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運営委員長 | ●●（●●自治会） | |
| 副委員長 | ●●（●●自治会） | ●●（●●自治会） |
| ●●（●●自治会） | ●●（●●自治会） |
| 班 | 事務分掌 | |
| 庶務班 | ・拠点開設・運営に関する総合調整  ・区本部との各種連絡、調整に関する事項  ・会議の開催に際する事務局  ・ボランティアの受付、その他対応  ・拠点の秩序やルールに関する事項  ・在宅被災生活者の支援調整に関すること  ・その他、他の班に属さない事項 | |
| 情報班 | ・各種の情報の管理  ・震災、町内区域内の被災情報の取りまとめ  ・拠点の情報発信拠点機能に関する事項（掲示板の掲出・掲出情報の管理）  ・区割り及びスペースへの割り振り  ・避難者カードの管理  ・避難者リストの作成  ・町内会（拠点以外の避難者）との情報受伝達 | |
| 食料物資班 | ・水（飲料水、生活用水）の確保に関する事項  ・食料の調達、配布に関する事項  ・備蓄品の管理、リストの作成  ・救援物資の管理及び配布  ・トイレ対策に関する事項 | |
| 救出救護班 | ・地域の救出、救護活動に関する事項  ・負傷者の医療機関への搬送に関する事項  ・町内会の区域内の被災状況の確認  ・拠点と地域の防犯パトロールに関する事項 | |
| 学校再開  準備班 | ◇学校の状況により、学校長・教職員により構成  ・ＰＴＡ、保護者会への説明会の開催  ・暫定カリキュラムの編成  ・教育委員会との連絡調整 | |

７　各班の活動

　　各班マニュアルのとおり。

　　※庶務班マニュアルについては、開設・運営全般に関する事項が記載されているため、班に関わらず運営委員全員が内容を把握する。